

平成28年6月27日条例第31号

輪島市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 輪島市自治基本条例(平成19年輪島市条例第59号)第14条に規定する総合計画をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の将来像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策を体系的かつ具体的に示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

2 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定しなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。
- 3 総合計画は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)と一体的な計画として策定するものとする。
- 4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(輪島市総合計画審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、輪島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更及び総合戦略の効果検証に関し必要な事項について審議を行い、その意見を市長に答申する。
- 3 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするとき及び総合戦略を効果検証しようとするときは、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年6月29日条例第30号)(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

輪島市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市総合計画条例(平成28年輪島市条例第31号)第5条第5項の規定に基づき、輪島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初にかれる会議については、市長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要に応じて審議会の会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部復興推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、輪島市総合計画条例の施行の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日規則第19号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。